



## 上河原崎・中西地区

# まちづくり ニュース

NO.44

CONTENTS

P.1 ごあいさつ

P.2 審議会・協議会を開催しました

つくば環境スタイル“SMILE”

〈超小型モビリティ事業〉

〈グリーンカーテンコンテスト2014〉

P.3 事業の進捗状況

P.4 【特集】地名の由来と歴史を探る「上河原崎」

つくばスタイル

# ごあいさつ



茨城県土浦土木事務所つくば支所

支所長 桑田 康司

本年4月より土浦土木事務所つくば支所長として参りました、桑田でございます。施行者を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

平素より、上河原崎・中西特定土地区画整理事業の推進にご尽力、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、昨年度、資金計画見直し及び施行期間延伸等のため実施いたしました第4回事業計画変更は、皆様方にご理解をいただいて先の3月に国土交通省より認可の運びとなり、重ねて感謝申し上げます。

さて、上河原崎・中西地区におきましては、計画人口11,000人に対し、現在は120人を超え、保育園や学校法人、コンビニエンスストアなどが建ち並び、まちが少しずつ賑わいを見せてきたところです。今年度は、昨年度を上回る予算額を確保しており、「計画拠点街区・共同利用街区」周辺、「緑住街区」周辺、及び「つくば真岡線」沿道の宅地整備等を進める予定です。事業費ベースの進捗率は約34%となっております。

当地区における、土地の活性化にさらに拍車が掛かり、地権者の皆さまの土地活用を図ることができるよう、今後とも予算の早期執行と、継続的な予算の確保に努め、併せて計画拠点街区・共同利用街区への企業誘致に引き続き取り組むなど、着実に事業を推進してまいりますので、皆さま方の変わらぬご協力をよろしくお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

## ■ 審議会・協議会を開催しました

審議会、協議会を開催し、下記の議案が了承されました。

### 第30回審議会

- 開催日 平成26年6月3日(火)
- 場 所 上河原崎・中西地区現地事務所
- 議 事 1) 評価員の選任について(諮問)  
2) 換地設計の一部変更について(諮問)  
3) 特別の宅地に関する措置について(諮問)  
4) 仮換地(変更)指定について(諮問)

### 第44回協議会

- 開催日 平成26年6月3日(火)
- 場 所 上河原崎・中西地区現地事務所
- 議 事 1) 平成26年度工事予定について



つくば環境スタイル“SMILE”とは、2030年までに市民一人あたりのCO2排出量50%削減を目指した取り組みです。

つくば環境スタイルサポーターズに登録して、エコな取り組みに参加しよう！(入会費・年会費無料)

地球温暖化防止や環境保全のための様々な取組を「気軽に」「自由に」「無理せず」みんなで活動していくことを目的として、2012年に「つくば環境スタイルサポーターズ」を設立しました。「つくば環境スタイルサポーターズ」は、誰でも自由に参加できる会です。入会方法や特典については、つくば市のホームページをご覧ください。

## グリーンカーテン コンテスト2014

家庭で！学校で！事業所で！みなさんが作ったグリーンカーテンの写真による『グリーンカーテンコンテスト2014』を開催します。

夏の強い日差しを遮り、木陰にいるような涼しさを感じることの出来るグリーンカーテンは、室温を下げること、エアコンの使用を抑え、節電及びCO2排出量削減に大変効果的です。

#### 【生育部門】

「家庭」「学校」「事業所」ごとの優秀な作品に、賞状と記念品をプレゼントします。

#### 【ユニークフォト部門】

グリーンカーテンに絡めた、楽しい写真・癒される写真などの中から優秀な作品に賞状と記念品をプレゼントします。

【応募期間】平成26年8月1日(金)～9月1日(月)  
応募方法については、つくば市のホームページをご覧ください。  
なるか、右のあて先までお問合せ下さい。

## 超小型モビリティ事業



つくば市では、国土交通省からの支援対象事業の決定を受け、1～2人乗りの超小型モビリティを使った社会実験を始めました。市が超小型モビリティを先導導入し、まちづくりの関係者とともに様々なシーンで運行を行い、市域の低炭素交通スタイルの実現を目指していきます。

つくばモビリティロボット実験特区の取組み(セグウェイ・ウイングレッド等)とともに長短距離移動手段の多様化を進めます。

#### ①どこに行けば見られるの？乗れるの？

イベント等で展示や試乗会を行います。イベント・試乗会の詳細は、つくば市ホームページやつくば環境スタイルサポーターズのメール配信等でお知らせします。つくば環境スタイルサポーターズとは、みんなで楽しく気軽にエコする会です。ぜひご登録ください(無料)。

#### ②どこを走れるの？

つくば市内に限り走ることができます。ただし、つくば市内であっても高速道路や自動車専用道路は走行できません。超小型車両のため運転者は、安全を最優先に運転しています。運転中にお見かけの際は、十分ご注意くださいとともに、安全運行にご配慮くださるようお願いいたします。

#### ③なぜ環境にやさしいの？

一般的なガソリン車と比べ、約6分の1程度のエネルギーで走れます。実は、つくば市内の自動車移動を見てみると、1台に1～2人での移動が8割となっています。この移動を超小型モビリティに置き換えると・・・ガソリン代がかからず、駐車スペースを縮小でき、手軽に利用できます。

お問合せ  
〒305-8555 つくば市研究学園1丁目1番地1  
つくば市役所 環境都市推進課  
TEL : 029-883-1111 (代) FAX : 029-868-7590  
E-mail : evm023@info.tsukuba.ibaraki.jp



## ■事業の進捗状況

平成26年度は、道路工事や下水道工事、造成工事等を予定しております。  
 工事箇所周辺の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。  
 なお、工事予定箇所は、今後変更になることがございますので、あらかじめご了承下さい。



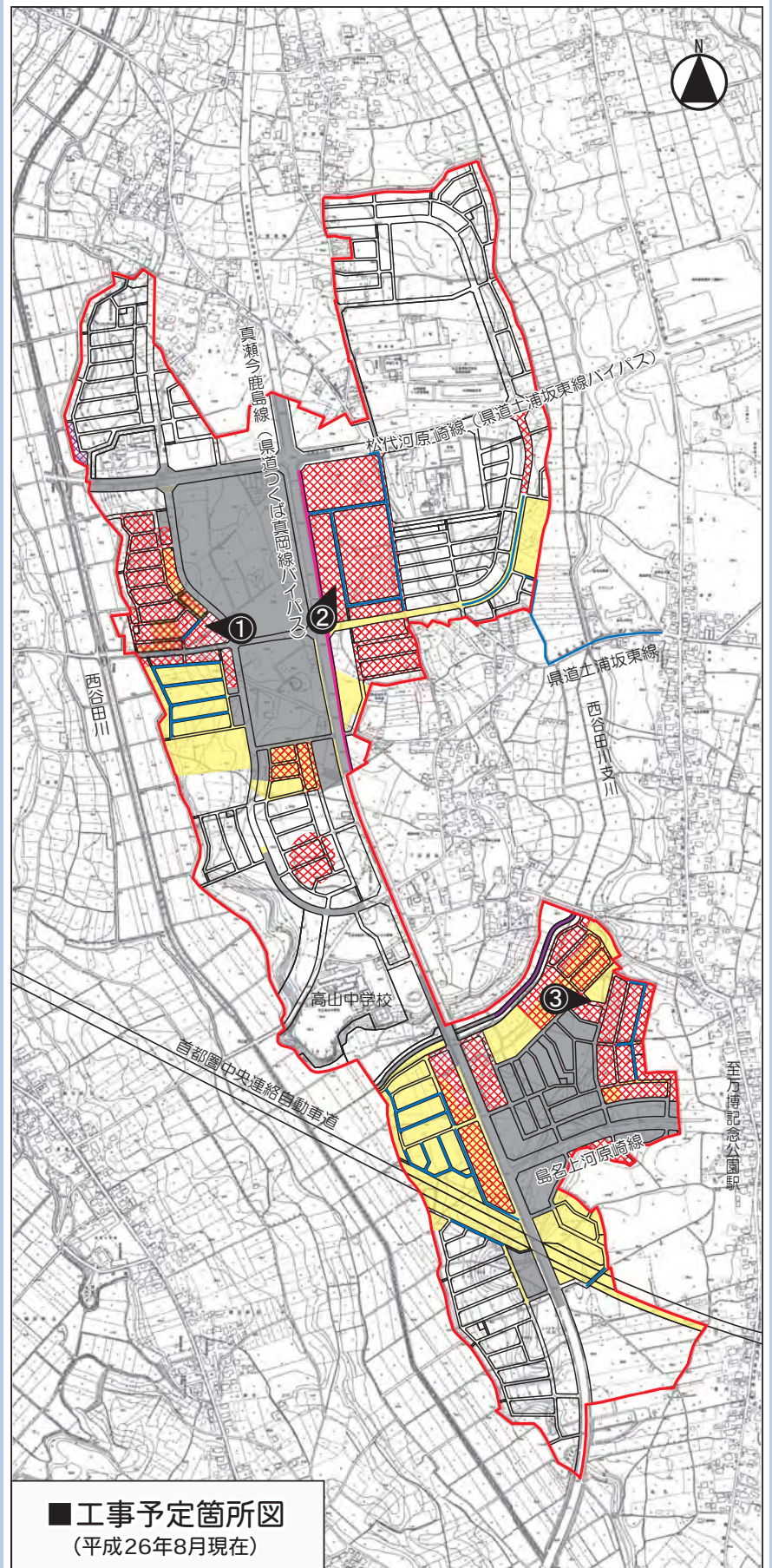
①上河原崎西環状線周辺の造成工事の様子



②つくば真岡線バイパス東側の造成工事の様子



③島名上河原崎線北側の区画道路工事の様子



■工事予定箇所図  
 (平成26年8月現在)

凡 例	
	完 成
	一 次 造 成 工 事 完 成
	造 成 等 工 事 箇 所 ( 平 成 2 6 年 度 ) ( 一 次 ・ 二 次 )
	供 給 処 理 施 設 工 事 箇 所 ( 平 成 2 6 年 度 )
	道 路 工 事 箇 所 ( 平 成 2 6 年 度 )
	河 川 工 事 箇 所 ( 平 成 2 6 年 度 )

かみかわらざき

特

集

地名の由来と歴史を探る

「上河原崎」

『上河原崎』の地名の由来について「新編常陸国誌」に記されているのは、現在の河原崎周辺は、古代(平安期)には『嶋名郷』の一部であったとされ、江戸期～明治22年にかけて上河原崎村が存在しました。

また、「島名」の地名の由来は、昔当地は流水の間(東谷田川と西谷田川)で島をなしており、「名」は根にあたり、川辺の地を川根というのと同じで、島根とは島の周囲という意味であると記されています。

和名類聚抄(わみようるいじゅしょう:平安時代中期に作られた辞書)では、平安期に見える郷名で、常陸国河内郡七郷の1つ「嶋名郷」と記されています。

【出典:竹内理三(1983)『角川日本地名大辞典(茨城県)』角川書店】

## 古代 (平安期)

『嶋名郷』平安期に見える郷名。

現在の島名・福田坪地区内には「島名熊の山遺跡」と「島名本田遺跡」があり、住宅跡などから古墳時代から平安時代の遺跡だと考えられています。また、島名熊の山遺跡では島名の地名が奈良時代にすでに存在していたことを示す「嶋名」の文字が書かれた土器が出土されています。



出土した「嶋名」と書かれた奈良時代の土器

## 近世 (江戸期～明治22年)

新編常陸国誌によれば、江戸期にみられる上河原崎村を含む18村が島名郷だったとされています(上河原崎、島名、面野井、水堀、下河原崎、宮本、中別府、下別府、高須賀、木股、上郷、中北、野畑、鬼ヶ窪、西坂丸、中東、遠東、高田の18村)。

明治4年の廃藩置県公布によって、上河原崎村が属する谷田部地方は、同年1月に若森(わかもり)県、同年11月に新治(にいはい)県となり、明治8年には現在の茨城県に統合されました。

明治19年に、宮本村と中北村を合併。筑波郡上河原崎村は、江戸期～明治22年まで存在しました。

## 近代 (明治22年～昭和30年)

明治22年(1889年)の町村制施行で、同じ筑波郡であった、上河原崎、島名、下河原崎、水堀、面野井、高田、鬼ヶ窪、中別府、下別府の9か村が合併して島名村を編成。古代の郷名にちなみ、また、比較的大村であった島名村を新村名としました。その後、昭和30年(1955年)に谷田部町と合併するまで島名村が存在していました。

## 現代 (昭和60年～)

昭和60年(1985年)に、国際科学技術博覧会“TSUKUBA EXPO '85”が開催されます。これは、筑波研究学園都市のお披露目をかねており、国際都市「TSUKUBA」の名が国内外に知られたのはこのときでした。

その後、昭和62年(1987年)に、筑波研究学園都市の一体化計画として、谷田部町、豊里町、大穂町、桜村の四町村合併協定が結ばれ、同年11月30日に「つくば市」が誕生しました。



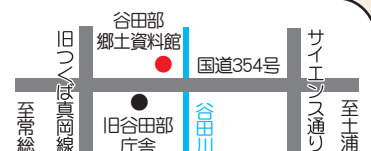
『記録写真集科学万博つくば'85』(茨城新聞社刊)より

地域の歴史を調べてみませんか?

つくば市  
谷田部郷土資料館

谷田部地区に残る数多くの文化遺産の収集・展示がされています。谷田部地区の大地に刻まれている先人たちの歴史の跡をたどってみませんか。

- 開館時間 10:00～16:00
- 休館日 毎週月曜日・祝日・年末年始
- 入館料 無料



## ～施行者からのお知らせ～

### 【ご連絡下さい】

### 住所や氏名、権利などの変更が生じた場合

住所や氏名、所有権などの変更が生じた場合は、土浦土木事務所つくば支所までご連絡ください。

今後重要な通知等をお届け出来なくなったり、換地上の支障が生じたりすることもありますので、必ずご連絡下さいますようお願いいたします。

#### 【届出してください】

- 住所・氏名が変わったとき
- 所有権等の権利が変わったとき

#### 【事前にご相談ください】

- 土地を分筆しようとするとき
- 土地の区画形質の変更及び建築物等の新築・増築・改築を行うとき

### 【お願い】

### 工事施工箇所及び周辺への立ち入り禁止

つくばエクスプレス沿線では、土地区画整理事業の工事を実施しており、工事区域周辺の皆様には大変ご不便をおかけしております。

工事用車両の出入り等には十分注意しておりますが、**工事施工箇所及びその周辺は非常に危険です**ので、一般の方は決して立ち入らないようご協力をお願いいたします。

### 【お願い】

### 廃棄物の不法投棄防止

所有地の地表、地中に廃棄物がある場合には、土地所有者の責任で処理をお願いいたします。廃棄物が存在する土地については、土地区画整理事業の土地評価に影響することもあります。

なお、廃棄物が確認された土地については、当該土地所有者の現場立ち会いを予定しておりますので、**不法投棄防止にご理解・ご協力をお願いいたします**。

### 【お願い】

### 所有地の雑草除去

景観維持や防犯のため、除草作業など所有地の適正管理にご協力をお願いいたします。

ご自分で除草が困難な場合、つくば市空き地除草条例に基づき、市で業者のあっせんも行いますので、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】 つくば市役所 環境保全課 電話:029-883-1111(代)

### 【お願い】

### 宅内公共雨水ますの適正な維持管理

宅地の浸水を防ぐ効果を維持させるため、時々、宅内公共雨水ますの蓋を開けて、土砂などが溜まっていたら、取り除くようご協力をお願いいたします。

### 【お問合せ】

茨城県土浦土木事務所つくば支所 つくば地区区画整理課  
TEL029-839-9764

〒300-2658 茨城県つくば市島名2335 (諏訪C13街区7) ウィンズヒル2階 (万博記念公園駅から徒歩1分)

<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/doboku/01class/class40/>

土浦土木つくば支所

検索